

訪向事業主ト會見房前ヨリ前ニ提出ノ要求ヲ撤回シ更メテ左ノ要求ヲ為ス

一 責任者撤廃ノ件ハ撤回

二 全職工ニ對シ賃金ニ割値上スルコト

三 今春休業七十日間ノ辛當ハ一日四十錢トシ徐々ニ支拂フ事

### 六 労働者側

職工側ハ二十八日迄平常通作業ヲ继续シ居タルカ交渉表面化

ト今時ニ罷業ヲ決行ヲカ説スル者及就業ヲ主張スル者トノニ

派ニ分レ論議ヲ為シタルカ三十日交渉決裂ト今時ニ罷業ヲ決

行シ中議團本部ヲ工場内ニ設ケ對策ノ協議ヲ為シツ、アリ

### 七 事業主側ノ状況

事業主ハ本爭議ノ至眼ハ責任者撤廃ニアリト為シ責任者ト對

策ヲ講究シ居タルカ罷業決行シタルヲ以テ責任者ハ各自配下

ニ對シ食糧ノ供給ヲ断ツ旨通告セリ

五月一日前龍房前市三事業主ノ訪向交渉シ食糧ハ事業主ニ於  
テ一時供給スルコトセリ

### 八 解決

五月二日事業主ハ前記四名ノ責任者ト協議シ大体譲歩スルコ

トニ決シ今日午後六時ヨリ労働党在原東南支那事務所ニ於テ

資本家側大塚精一外責任者四名労働者側房前市三塩入善蔵工

村井兼助外三名ト會見左記条件ニテ解決セリ

### 解決条件

一 責任者ハ從來道存置スルコト

二 全職工ニ對シ賃金ニ割値上ス

三 今春ノ休業七十日間ハ辛當一日四十錢宛支給ス

四 爭議中(自四月二十九日至五月三日)ノ日給金額支給ス

五 賃金ハ毎月二十五日ノ切翌月十日支拂スルコト

註 第二項賃金ニ割値上スル事業主ノ負担ニ増徴ナシ